

鶴ヶ島市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年10月30日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

3 監査の対象

鶴ヶ島市大橋児童館

指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

4 監査の着眼点

令和4年度における指定管理業務に係る出納その他の事務の執行状況が関係法令等に基づき適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

提出された監査資料を精査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市大橋市民センター 第1学習室

日程：令和5年10月3日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、協定に基づき支払われた指定管理業務委託料は目的に従って執行され、事業も計画に沿って適正に実施されていた。

出納その他の事務においては、会計書類の一部に不備が見受けられたものの、概ね適正に処理されていると認められた。

今後は、チェック体制の見直しを図り、適正な事務執行に留意し、より良い事業運営と児童福祉の増進に努められたい。

8 団体概要

別添のとおり

施設概要

1 施設の概要

(1) 施設名称

鶴ヶ島大橋児童館

(2) 所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷 8 8 3

(3) 目的

自治体が公募する指定管理者の運營業務他多数

(4) 開業日

平成 3 年 6 月 3 0 日

(5) 規模

敷地面積 4, 1 8 1. 9 5 m² (複合施設全体)

建築面積 (児童館部分) 4 7 7. 6 3 m²※児童館分は 1 F のみ

(6) 開館時間

① 4 月から 9 月まで 午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで

② 1 0 月から 3 月まで 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで

(7) 休館日

① 火曜日 (その日が休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

② 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで

2 指定管理業務の概要

(1) 目的

児童館の管理・運営に関する基本的な考え方に基づき事業を実施する

(2) 期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(3) 業務内容

① 施設の運営に関すること

② 施設等 (設備及び物品含む) の維持管理に関する業務

③ その他設置目的を達成するために必要な業務

(4) 営業日数

3 0 8 日

3 指定管理者の概要

(1) 名称

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(2) 所在地

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番3

(3) 代表者名 山田 智治

4 令和4年度指定管理委託にかかる収支状況

収入額 (円)		支出額 (円)	
委託金	15,620,000	人件費	12,197,298
		事業費	15,939
		事務費	2,033,764 うち本部経費 (1,776,223)
自主事業	0	管理運営費	1,372,999
合計	15,620,000	合計	15,620,000